



Point of Study

自由権とは何か。また、日本国憲法が保障する基本的人権のうち、精神の自由にはどのような自由があるのだろうか。

3 自由に生きる権利(1)

●自由権の保障

基本的人権の考え方の基礎にあるのは、個人→p.18の尊重→1の原理(第13条)である。たとえば、自分の意見を述べると処罰されたり、罪をおかしていないのに逮捕されたら、個人として尊重されているとは思えないだろう。わたしたちは、他人の自由や権利を侵さないかぎり、国家からの干渉を受けずに自由に行動できることを基本的人権として保障されている。これが自由権→p.10である。自由権の保障がなければ、わたしたちの個性も発展しない。このように、自由権の保障は、個人の尊重と深くかかっている。

●精神の自由

憲法は、精神的自由権として、思想・良心の自由(第19条)、信教の自由(第20条)、表現の自由(第21条)、学問の自由(第23条)を保障している。

思想・良心の自由は、心のなかで自由に考えることの自由である。自由な精神活動が個人の内面にとどまるかぎり、絶対的に保障される。ただし、思想・良心の自由にもとづく個人の行動が、法律上の義務と衝突する場合がある。この場合でも、個人の思想・良心の自由が最大限に保障される必要がある。

信教の自由には、信仰の自由、布教や儀式をおこなう宗教的行為の自由、宗教団体などをつくる宗教的結社の自由が含まれる。明治憲法下では、神道(神社)が事実上の国教とされ(国家神道)、国民の

判例 1

●三菱樹脂訴訟

三菱樹脂に入社した人が、入社試験で学生運動などの経歴をかくしていたとの理由で試用期間後の本採用を拒否されたのは、思想・良心の自由を侵すものだと争った事件。最高裁は、憲法の人権保障規定は、企業などの私人には直接適用できないことなどを理由に、この主張を退けた(1973年)。

①ドイツ憲法(1949年)は、いかなる条件下でも他人を殺すことはしないとの信条をもつ人について、兵役の義務を免除する「良心的兵役拒否」を基本的人権として保障している。

なるほど Q&A



なぜ表現の自由はたいせつなのか？

サキ●テレビや新聞は、政治家の悪口をいったり、個人の私生活をあばいたりしています。表現の自由を保障しすぎると、かえって、人権が守られなくなりませんか？

先生●私生活を公開されない、プライバシーの権利も人権の一つだね。だから、他人の名誉やプライバシーをきずつける表現は、刑罰や損害賠償の対象となる。自由権は、いつでもどこでも、無制限に保障されるわけではないんだ。

サキ●それなのに、表現の自由の保障がたいせつだといわれるのはなぜですか？

先生●多数意見が、つねに正しいとはかぎらない。

少数意見の持ち主も自由に議論できないと、民主政治はうまくいかないんだ。みんなで議論をして、それぞれの思想や意見を競争させることが、真理を発見する一番の近道でもある。また、わたしたちは、他の人とのコミュニケーションを通じて個性を発展させるから、自由な表現が禁止されたら、個性も育たなくなる。だから、個人の尊重のためにも、表現の自由を保障することがたいせつなんだ。

サキ●でも、テレビや新聞は、表現の自由のたいせつさを本当に理解しているのかしら？

先生●なるほど。報道する側の自覚も必要だね。



政教分離の原則

KEY WORD

国家と宗教の結びつきを否定する原則(第20条, 第89条)。戦前の国家神道と軍国主義の結びつきへの反省から、日本国憲法は厳格な政教分離を定めたが、この原則をめぐることは、さまざまな訴訟が提起されている。

信教の自由は著しく制約された。そこで、日本国憲法は、国家と宗教の結びつきを否定する**政教分離の原則**を詳細に定めている。

▶KEYWORD ●判例2

靖国神社公式参拝問題……靖国神社は戦前、軍人などの戦没者の霊をまつる神社として国家神道の中心的存在であったが、戦後は、政教分離によって一宗教法人とされた。このため、首相や閣僚が靖国神社に公的な資格で参拝することは政教分離違反の疑いがある。また、靖国神社には、A級戦犯刑死者が合祀されており、首相や閣僚の公式参拝は、韓国・中国などから強い反発をまねき、外交関係を停滞させるという問題もある。

集会、結社や言論、出版などの表現の自由は、自分の考えや自分が知った事実を公表する自由である。人々が自由に意見を述べ、議論することは民主主義の基礎なので、表現の自由は、とくに重要とされる。そのため、表現の自由の制限は、必要最小限度でなければならない。マス・メディアなどの**報道・取材の自由**は、国民の知る**権利**に奉仕するものであり、表現の自由によって保障される。憲法はまた、**検閲の禁止や通信の秘密**を保障しており、自由な意見の交換と正確な事実の伝達、そして、それらにもとづく建設的な政府批判こそ、民主主義の基礎であるとの考え方を示している。

学問の自由は、学問研究の自由、研究発表の自由、教授の自由からなる。これらは、思想・良心の自由や表現の自由に含まれるが、明治憲法のもとで学問への弾圧がおこなわれたため、とくに規定がおかれた。また、学問の自由には、学問研究の中枢機関である大学の自主性を最大限に認めるべきとの要請が含まれる(大学の自治)。

判例 2

● 政教分離をめぐる訴訟

最高裁は、憲法が禁じた宗教的活動とは、宗教的な目的をもち、その効果が宗教に対する援助や圧迫になる行為であるとし(目的効果基準)、**津地鎮祭訴訟**では、津市が神社神道方式の地鎮祭をおこなったことを違憲ではないとした(1977年)。一方、愛媛県知事が靖国神社などに玉ぐし料として公金を支出したことは、宗教的活動に当たるとして違憲とした(**愛媛玉ぐし料訴訟**, 1997年)。また、公有地を神社の敷地として、無償で使用させることも違憲とした(**空知太神社訴訟**, 2010年)。

1 日本国憲法の基本的人権

自由権	精神の自由	思想・良心の自由(19条) 信教の自由(20条) 集会・結社・表現の自由(21条) 学問の自由(23条)	社会権	生存権(25条) 教育を受ける権利(26条) 勤労権(27条) 勤労者の団結権・団体交渉権・団体行動権(28条)
	人身の自由	奴隷的拘束および苦役からの自由(18条) 法定手続の保障(31条) 不法に逮捕されない権利(33条) 住居の不可侵(35条) 拷問・残虐刑の禁止(36条) 刑事被告人の権利(37~39条)		参政権
	経済活動の自由	居住・移転および職業選択の自由(22条) 財産権の保障(29条)	請求権	請願権(16条) 国家賠償請求権(17条) 裁判を受ける権利(32条) 刑事補償請求権(40条)
平等権	法の下での平等(14条) 男女の本質的平等(24条) 参政権の平等(44条)			

判例 3

● 立川反戦ピラ事件

自衛隊イラク派遣に反対するピラを、自衛隊員の官舎に投函した行為が、住居侵入罪に問われた事件。第1審は、表現の自由の意義を重視して、被告人を無罪としたが、最高裁は、有罪判決を出した(2008年)。

②憲法は、**検閲**(国が表現物の内容を事前に審査し、不相当と認めるものの発表を禁止する制度)を絶対的に禁止している。